

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第9号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務

所 管 所 属：大阪港湾局

通知を受けた日：令和6年5月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)																		
3	使用禁止遊具における情報提供について改善を求めたもの 不具合により使用禁止となった遊具について、「使用禁止中」の貼り紙の措置を講じた上で、市民からの問合せがあった際にその都度説明をしていたが、使用禁止期間等については掲示していなかった。 【指摘事項】 大阪港湾局は、遊具利用者に対し、不具合により使用禁止となった遊具の修繕予定について、適切に情報発信する仕組みを構築すること。	協定により管理を委託している建設局と調整した上、使用禁止となった遊具の修繕予定の情報提供方法（使用禁止理由・修繕予定日・問合せ先等を明示した貼紙でお知らせすること）について、令和6年3月29日に関係職員に周知し、運用を開始した。	措置済	令和6年3月29日																		
4	海浜緑地の遊具・柵における維持管理について改善を求めたもの 大阪港湾局が策定した既存の維持管理計画に、下図の海浜緑地の遊具・柵については記載がなかった。また、大阪港湾局の巡視点検において、点検内容等が記載された点検記録がなかった。 <table><tr><td>プラザ池臨港緑地</td><td>桜島臨港緑地</td><td>新夕陽丘</td></tr><tr><td>川のある緑道</td><td>常吉臨港緑地</td><td>常吉西臨港緑地</td></tr><tr><td>管理センター前プラザ臨港緑地</td><td>弁天ふ頭臨港緑地</td><td>野島園臨港緑地</td></tr><tr><td>第1, 2 突堤北臨港緑地</td><td>大正内港臨港緑地</td><td>咲洲キャナル</td></tr><tr><td>かもめ臨港緑地</td><td>舞洲緑道</td><td>親水堤防 (C-8)</td></tr><tr><td>南港緑道</td><td>舞洲緑地</td><td></td></tr></table> 【指摘事項】 大阪港湾局は、所管する海浜緑地における遊具・柵について、既存の維持管理計画に盛り込み、それに基づき計画的に点検や補修、更新を実施すること。	プラザ池臨港緑地	桜島臨港緑地	新夕陽丘	川のある緑道	常吉臨港緑地	常吉西臨港緑地	管理センター前プラザ臨港緑地	弁天ふ頭臨港緑地	野島園臨港緑地	第1, 2 突堤北臨港緑地	大正内港臨港緑地	咲洲キャナル	かもめ臨港緑地	舞洲緑道	親水堤防 (C-8)	南港緑道	舞洲緑地		所管する海浜緑地及び臨港緑地において、現状、遊具・柵だけではなく、樹木等についても平面図や台帳等が十分に整備されていない。 よって、現況調査を実施し、その結果を反映した平面図、緑地台帳等を令和7年3月末までに作成する（令和6年度に業務委託）。その成果品を用いて、維持管理計画を令和8年3月末までに更新し（令和7年度に業務委託）、関係部署に周知の上、令和8年4月以降、この計画に基づき、点検・補修・更新を実施する。 点検については、維持管理計画を更新するまでの暫定運用として点検計画や点検記録表を作成し、令和6年3月28日に関係職員に周知の上、令和6年4月1日から運用を開始した。	措置中	(令和8年3月31日)
プラザ池臨港緑地	桜島臨港緑地	新夕陽丘																				
川のある緑道	常吉臨港緑地	常吉西臨港緑地																				
管理センター前プラザ臨港緑地	弁天ふ頭臨港緑地	野島園臨港緑地																				
第1, 2 突堤北臨港緑地	大正内港臨港緑地	咲洲キャナル																				
かもめ臨港緑地	舞洲緑道	親水堤防 (C-8)																				
南港緑道	舞洲緑地																					